

第 3 福祉医療部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
老人福祉施設等	老人福祉施設設置費補助金	社会福祉法人等	養護老人ホームの創設、増築及び改築事業		○ 県単 定額	社会福祉施設整備事業 〈充当率〉 80%		<p><対象施設> 設備基準を満たす養護老人ホーム 精神上又は環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の方が入所する施設</p> <p><補助対象事業費> 本体工事費 定員×1,450千円</p>	老人福祉法 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(設備基準) 愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱	高齢福祉課
			特別養護老人ホームの創設、増築及び改築事業		○ 県単 定額	介護サービス事業 〈充当率〉 100%		<p><対象施設> 設備基準を満たす特別養護老人ホーム 身体上又は精神上の障害があるために常時に介護を必要とする介護保険上の要介護者であって、家庭において介護を受けることが難しい方が入所する施設</p> <p><補助対象事業費> 本体工事費 定員×3,150千円</p>	老人福祉法 介護保険法 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(設備基準) 愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱	高齢福祉課
			軽費老人ホーム(ケアハウス)の創設事業		○ 県単 定額	社会福祉施設整備事業 〈充当率〉 80%		<p><対象施設> 設備基準を満たす軽費老人ホーム(ケアハウス) 低額な料金で家庭環境や住宅事情等の理由により生活することが難しい60歳以上の方が入所する施設</p> <p><補助対象事業費> 本体工事費 定員×3,206千円</p>	社会福祉法 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(設備基準) 愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱	高齢福祉課
			介護老人保健施設の創設、改築及び改修事業		○ 県単 定額	介護サービス事業 〈充当率〉 100%		<p><対象施設> 設備基準を満たす介護老人保健施設 医療ケアと日常生活サービスを併せて提供する施設</p> <p><補助対象事業費> 本体工事費 25,000千円(基準額)</p>	介護保険法 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(設備基準) 愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱	高齢福祉課
介護施設等防災対策事業費補助金	社会福祉法人等	既存の介護施設等における非常用自家発電設備整備等の防災・減災対策に係る整備に帯する補助	○ 国直 対象経費等の1/2	○ 県複 対象経費等の1/4	社会福祉施設整備事業 〈充当率〉 80%		<p><対象施設> 社会福祉法人等が運営する介護施設等</p> <p><補助額> 次の各項を比較し低い方に補助率(3/4)を乗じた額 ア 総事業費から寄附金その他収入額を控除した額 イ 対象経費の実支出額と補助基準単価を比較して少ない方の額</p>	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱 愛知県介護施設等防災対策事業費補助金交付要綱	高齢福祉課	
児童福祉施設等	次世代育成支援対策施設整備交付金	市町村	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設、子育て支援のための拠点施設、市町村子ども家庭総合支援拠点、一時保護施設、職員養成施設、一時預かり事業所の創設、増築、改築等	○ 国直 交付基礎額等の1/2 (施設地域分散化等加速化プランの採択等の条件を満たす乳児院、児童養護施設は交付基礎額等の2/3) (児童館は交付基礎額等の1/3)		社会福祉施設整備事業 〈充当率〉 80%		<p><補助対象> 交付基礎額 工事請負契約等を締結する単位ごとに要綱で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額</p> <p>○対象となる施設は、児童福祉法第35条第3項に規定されるもの等</p>	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	児童家庭課 子育て支援課 健康対策課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
児童福祉施設等	子育て支援基金市町村事業費補助金（小規模保育整備事業）	市町村	市町村が設置する小規模保育事業所の施設整備事業に対して、補助対象経費等の一部を補助するもの。	<p>○国間</p> <p>補助対象経費等の1/2</p> <p>（子育て安心プラン実施計画の採択等の条件を満たす市町村の場合は2/3）</p> <p>（過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び山村振興計画に基づく事業の場合は5.5/10）</p>		社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞80%		<p>＜補助対象経費＞</p> <p>安心子ども基金管理運営要領、別添1の2で定める工事費又は工事請負費、工事事務費等</p> <p>＜交付額＞</p> <p>交付額は次の各項を比較し低い方に補助率を乗じた額</p> <p>ア 総事業費から寄附金その他収入額を控除した額と、補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額</p> <p>イ 補助基準額表に定める基準額の合計額</p> <p>○小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設</p>	安心子ども基金管理運営要領 愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱	子育て支援課
	就学前教育・保育施設整備交付金	市町村	市町村が設置する小規模保育事業所の施設整備事業に対して、補助対象経費等の一部を補助するもの。	<p>○国直</p> <p>補助対象経費等の1/2</p> <p>（子育て安心プラン実施計画の採択等の条件を満たす市町村の場合は2/3）</p> <p>（過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び山村振興計画に基づく事業の場合は5.5/10）</p>		社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞80%		<p>＜補助対象経費＞</p> <p>交付要綱別表で定める工事費又は工事請負費、工事事務費、実施設計に要する費用等</p> <p>＜交付額＞</p> <p>交付額は次の各項を比較し低い方の額とする</p> <p>ア 総事業費から寄附金その他収入額を控除した額と、補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方に国の負担割合を乗じた額</p> <p>イ 交付要綱別表に定める基準額の合計額</p> <p>○小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設</p>	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱	子育て支援課
	放課後児童クラブ整備費補助金	市町村	地域における子育てしやすい環境の整備促進を図ることを目的とし、市町村等が設置する放課後児童クラブ整備の費用を補助することにより子育て支援施策の推進を図るもの。	<p>○国直</p> <p>補助基本額の1/3</p> <p>（国庫補助率の嵩上げの対象となる場合は2/3）</p>	<p>○県複</p> <p>補助基本額の1/3</p> <p>（国庫補助率の嵩上げの対象となる場合は1/6）</p>	社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞80%		<p>＜補助基本額＞</p> <p>次の各項を比較し低い方の額とする。</p> <p>ア 総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額</p> <p>イ 補助対象経費（交付要綱別表で定める工事費又は工事請負費、工事事務費等）の実支出額</p> <p>ウ 交付要綱別表に定める基準額の合計額</p> <p>○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準による整備が対象</p>	子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱 愛知県子ども・子育て支援整備補助金交付要綱	子育て支援課
	放課後児童クラブ設置促進事業費	市町村	小学校の余裕教室等の既存施設を改修して放課後児童クラブを整備するために必要な経費に対して補助するもの。	<p>○国直</p> <p>補助基本額の1/3</p>	<p>○県複</p> <p>補助基本額の1/3</p>	社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞80%		<p>＜補助基本額＞</p> <p>次の各項を比較し低い方の額とする。</p> <p>ア 総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額</p> <p>イ 補助対象経費（交付要綱別紙で定める事業の実施に必要な経費）の実支出額</p> <p>ウ 交付要綱別紙に定める基準額</p>	子ども・子育て支援交付金交付要綱 愛知県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱	子育て支援課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
児童福祉施設等	病児保育施設整備費補助金	市町村	市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設整備事業	国直 補助基本額の1/3	県複 補助基本額の1/3	社会福祉施設整備事業 <充当率> 80%		<p><補助基本額> 次の各項を比較し低い方の額とする。 ア 総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額。 イ 補助対象経費（交付要綱別表で定める工事費又は工事請負費、工事事務費等）の実支出額 ウ 交付要綱別表に定める基準額の合計額</p> <p><病児保育事業の設備基準（病児保育事業実施要綱による）> 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たすもの ア 保育室（専用） イ 観察室又は安静室（専用） ウ 調理室（本体施設と兼用可）</p> <p>○市町村子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する計画</p> <p>○病児保育事業は児童福祉法第6条の3第13項に規定する事業</p>	子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱 愛知県病児保育施設整備費補助金交付要綱	子育て支援課
						<p>病院事業 <充当率> 100% （ただし、病院事業またはその附帯事業として行う場合）</p> <p>元利償還金の25%（通常分）を基準財政需要額に算入</p> <p>公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能強化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%（特別分）を基準財政需要額に算入</p> <p>なお、建物の建築単価が40万円/m²を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。</p>				

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																				
水道	水道水源開発等施設整備事業	水道事業者、水道用水供給事業者	水道水源開発施設整備事業、高度浄水施設等整備事業	国直 補助率は事業の区分等により異なる。 (説明欄参照)		水道事業 (充当率) 100%	一般会計出資債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>〈対象事業〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水道水源開発施設整備費</td> <td>水道水源開発施設整備費</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>遠距離導水等施設整備費</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>水道施設機能維持整備費</td> <td>1/4、1/3</td> </tr> <tr> <td>高度浄水施設等整備費</td> <td>高度浄水施設等整備費</td> <td>1/4、1/3、1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業内容・要件の詳細は、要綱等による。</p>	区分		国庫補助率	水道水源開発施設整備費	水道水源開発施設整備費	1/3、1/2	遠距離導水等施設整備費	1/3、1/2	水道施設機能維持整備費	1/4、1/3	高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	1/4、1/3、1/2	水道水源開発等施設整備費の国庫補助について(厚生労働事務次官通知) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	生活衛生課							
区分		国庫補助率																												
水道水源開発施設整備費	水道水源開発施設整備費	1/3、1/2																												
	遠距離導水等施設整備費	1/3、1/2																												
	水道施設機能維持整備費	1/4、1/3																												
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	1/4、1/3、1/2																												
簡易水道等施設整備事業	市町村	水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業、生活基盤近代化事業	国直 補助率は事業の区分等により異なる。 (説明欄参照)	県単 (三河山間地域のみ)補助対象事業費の 25.0% 22.5% 20.0% 17.5% 15.0% ※財政力指数により変動	簡易水道事業 (充当率) 100%	元利償還金の2/3を一般会計から繰出している場合、繰出金の100%を基準財政需要額に算入(ただし、平成12年度以前に簡易水道未普及解消緊急対策事業実施要綱による簡易水道未普及解消緊急対策事業計画に基づき実施した事業に限る。) 建設改良に係る元利償還金の一部を一般会計から繰出している場合、繰出金の100%を地方交付税措置。 (平成23年度より一部特別交付税措置に移行)	<p>〈対象事業〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水道未普及地域解消事業</td> <td>新設</td> <td rowspan="4">簡易水道施設 1/4、1/3、4/10 飲料水供給施設 4/10</td> </tr> <tr> <td>広域簡易水道</td> </tr> <tr> <td>飛地区域</td> </tr> <tr> <td>給水区域内無水源</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">簡易水道再編推進事業</td> <td>区域拡張</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>統合簡易水道</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活基盤近代化事業</td> <td>簡易水道統合整備事業</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>増補改良</td> </tr> <tr> <td>基幹改良</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水量拡張</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業内容・要件の詳細は、要綱等による。</p>	区分		国庫補助率	水道未普及地域解消事業	新設	簡易水道施設 1/4、1/3、4/10 飲料水供給施設 4/10	広域簡易水道	飛地区域	給水区域内無水源	簡易水道再編推進事業	区域拡張		統合簡易水道	生活基盤近代化事業	簡易水道統合整備事業		増補改良	基幹改良		水量拡張		簡易水道等施設整備費の国庫補助について(厚生労働事務次官通知) 簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱 三河山間地域簡易水道施設整備費補助金交付要綱	生活衛生課
区分		国庫補助率																												
水道未普及地域解消事業	新設	簡易水道施設 1/4、1/3、4/10 飲料水供給施設 4/10																												
	広域簡易水道																													
	飛地区域																													
	給水区域内無水源																													
簡易水道再編推進事業	区域拡張																													
	統合簡易水道																													
生活基盤近代化事業	簡易水道統合整備事業																													
	増補改良																													
	基幹改良																													
	水量拡張																													

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																					
水道	生活基盤施設耐震化等事業	水道事業者、水道用水供給事業者、PFI事業選定事業者	1 水道施設等耐震化事業 2 水道事業運営基盤強化推進等事業 3 官民連携等基盤強化推進事業 4 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 5 生活基盤施設耐震化等効果促進事業	(国間) 補助率は事業の区分等により異なる。(説明欄参照)	(県単) (三河山間地域のみ)補助対象事業費の 25.0% 22.5% 20.0% 17.5% 15.0% ※財政力指数により変動	水道事業<充当率> 100%	簡易水道再編推進事業のうち統合後水道建設改良に要する経費は、水道事業債(上水道事業分)の元利償還金の50%を一般会計から繰出している場合、繰出金の50%を特別交付税の基礎数値として算入(過疎・辺地にあつては、60%を一般会計から繰出している場合、繰出金の70%を特別交付税の基礎数値として算入)	<対象事業> 1 水道施設等耐震化事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水道未普及地域解消事業</td> <td>新設</td> <td rowspan="4">簡易水道施設 1/4、1/3、4/10、1/2</td> </tr> <tr> <td>広域簡易水道</td> </tr> <tr> <td>飛地区域</td> </tr> <tr> <td>給水区域内無水源</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">簡易水道再編推進事業</td> <td>統合簡易水道</td> <td rowspan="2">飲料水供給施設 4/10、1/2</td> </tr> <tr> <td>簡易水道統合整備事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活基盤近代化事業</td> <td>増補改良</td> <td rowspan="3">1/4、1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>基幹改良</td> </tr> <tr> <td>水量拡張</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高度浄水施設等整備費</td> <td>高度浄水施設等整備費</td> <td>1/4、1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>緊急時給水拠点確保等事業</td> <td>1/4、1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">水道管路耐震化等推進事業</td> <td>配水池</td> <td rowspan="10">1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>緊急時用連絡管</td> </tr> <tr> <td>貯留施設</td> </tr> <tr> <td>緊急遮断弁</td> </tr> <tr> <td>大容量送水管</td> </tr> <tr> <td>重要給水施設配水管</td> </tr> <tr> <td>基幹水道構造物の耐震化事業</td> </tr> <tr> <td>水道施設耐震性強化事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本事業は、「地震対策等地域」に該当する必要がある、「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅲの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。 Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること</td> </tr> <tr> <td>老朽管更新事業</td> <td>1/4、1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>水道管路緊急改善事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>管路近代化事業</td> <td>1/4、1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>鉛管更新事業</td> <td>1/4、1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>基幹管路耐震化整備事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>海底送・配水管更新事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>水管橋耐震化等事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>導水管・送水管複線化事業</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">老朽管更新事業は、「地震対策等地域」に該当する必要がある、「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅱの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国庫補助率	水道未普及地域解消事業	新設	簡易水道施設 1/4、1/3、4/10、1/2	広域簡易水道	飛地区域	給水区域内無水源	簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	飲料水供給施設 4/10、1/2	簡易水道統合整備事業	生活基盤近代化事業	増補改良	1/4、1/3、1/2	基幹改良	水量拡張	高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	1/4、1/3、1/2	緊急時給水拠点確保等事業	1/4、1/3、1/2	水道管路耐震化等推進事業	配水池	1/3、1/2	緊急時用連絡管	貯留施設	緊急遮断弁	大容量送水管	重要給水施設配水管	基幹水道構造物の耐震化事業	水道施設耐震性強化事業	1/3、1/2	本事業は、「地震対策等地域」に該当する必要がある、「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅲの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。 Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること		老朽管更新事業	1/4、1/3、1/2	水道管路緊急改善事業	1/3、1/2	管路近代化事業	1/4、1/3、1/2	鉛管更新事業	1/4、1/3、1/2	基幹管路耐震化整備事業	1/3、1/2	海底送・配水管更新事業	1/3、1/2	水管橋耐震化等事業	1/3、1/2	導水管・送水管複線化事業	1/3	老朽管更新事業は、「地震対策等地域」に該当する必要がある、「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅱの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。		生活基盤施設耐震化等交付金の交付について(厚生労働事務次官通知) 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて(厚生労働省健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知) 愛知県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱 三河山間地域簡易水道施設整備費補助金交付要綱	生活衛生課
区分	国庫補助率																																																														
水道未普及地域解消事業	新設	簡易水道施設 1/4、1/3、4/10、1/2																																																													
	広域簡易水道																																																														
	飛地区域																																																														
	給水区域内無水源																																																														
簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	飲料水供給施設 4/10、1/2																																																													
	簡易水道統合整備事業																																																														
生活基盤近代化事業	増補改良	1/4、1/3、1/2																																																													
	基幹改良																																																														
	水量拡張																																																														
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	1/4、1/3、1/2																																																													
	緊急時給水拠点確保等事業	1/4、1/3、1/2																																																													
水道管路耐震化等推進事業	配水池	1/3、1/2																																																													
	緊急時用連絡管																																																														
	貯留施設																																																														
	緊急遮断弁																																																														
	大容量送水管																																																														
	重要給水施設配水管																																																														
	基幹水道構造物の耐震化事業																																																														
	水道施設耐震性強化事業		1/3、1/2																																																												
	本事業は、「地震対策等地域」に該当する必要がある、「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅲの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。 Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること																																																														
	老朽管更新事業		1/4、1/3、1/2																																																												
水道管路緊急改善事業	1/3、1/2																																																														
管路近代化事業	1/4、1/3、1/2																																																														
鉛管更新事業	1/4、1/3、1/2																																																														
基幹管路耐震化整備事業	1/3、1/2																																																														
海底送・配水管更新事業	1/3、1/2																																																														
水管橋耐震化等事業	1/3、1/2																																																														
導水管・送水管複線化事業	1/3																																																														
老朽管更新事業は、「地震対策等地域」に該当する必要がある、「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅱの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。																																																															
			1 送配水相互連絡管、配水池能力増強、緊急遮断弁、応急給水槽、自家発電設備整備事業 2 基幹構造物耐震化事業 3 水道管路耐震化(通常事業上積み分)事業 4 水質安全対策(要件を満たすもの)事業 1、4については1/2、2、3については1/4が一般会計出資債の対象となる。 <充当率> 100%	一般会計出資債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入																																																											
								2 水道事業運営基盤強化推進等事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水道事業運営基盤強化推進事業</td> <td>広域化事業</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>運営基盤強化等事業</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>水道施設共同化事業</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>水道施設再編推進事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水道広域化施設整備費</td> <td>水道施設台帳電子化促進事業</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>特定広域化施設整備費</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>一般広域化施設整備費</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道水源自動監視施設等整備事業</td> <td>広域化促進地域上水道施設整備費</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>水道広域化促進事業費</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道水源自動監視施設等整備事業</td> <td>水道水源自動監視施設整備費</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>遠隔監視システム整備費</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国庫補助率	水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業	1/3	運営基盤強化等事業	1/3	水道施設共同化事業	1/3	水道施設再編推進事業	1/3、1/2	水道広域化施設整備費	水道施設台帳電子化促進事業	1/3	特定広域化施設整備費	1/3	一般広域化施設整備費	1/4	水道水源自動監視施設等整備事業	広域化促進地域上水道施設整備費	1/3	水道広域化促進事業費	1/3	水道水源自動監視施設等整備事業	水道水源自動監視施設整備費	1/4	遠隔監視システム整備費	1/4																											
区分	国庫補助率																																																														
水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業	1/3																																																													
	運営基盤強化等事業	1/3																																																													
	水道施設共同化事業	1/3																																																													
	水道施設再編推進事業	1/3、1/2																																																													
水道広域化施設整備費	水道施設台帳電子化促進事業	1/3																																																													
	特定広域化施設整備費	1/3																																																													
	一般広域化施設整備費	1/4																																																													
水道水源自動監視施設等整備事業	広域化促進地域上水道施設整備費	1/3																																																													
	水道広域化促進事業費	1/3																																																													
水道水源自動監視施設等整備事業	水道水源自動監視施設整備費	1/4																																																													
	遠隔監視システム整備費	1/4																																																													
								3 官民連携等基盤強化推進事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>官民連携等基盤強化推進事業</td> <td>1/4、1/3、定額補助(上限5,000万円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国庫補助率	官民連携等基盤強化推進事業	1/4、1/3、定額補助(上限5,000万円)																																																			
区分	国庫補助率																																																														
官民連携等基盤強化推進事業	1/4、1/3、定額補助(上限5,000万円)																																																														
								4 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国庫補助率	水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業	1/3																																																			
区分	国庫補助率																																																														
水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業	1/3																																																														
								5 生活基盤施設耐震化等効果促進事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活基盤施設耐震化等効果促進事業</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国庫補助率	生活基盤施設耐震化等効果促進事業	1/3																																																			
区分	国庫補助率																																																														
生活基盤施設耐震化等効果促進事業	1/3																																																														

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																					
医療施設	回復期病床整備事業	医療機関	回復期病床を整備するための施設整備事業	国間 補助対象事業費の1/2		病院事業 <充当率> 100%	元利償還金の25% (通常分)を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能強化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%(特別分)を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 回復期病床を整備するための施設の新築・増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 <基準額> 1床当たり 新築・増改築 9,000千円 改修 3,508千円 ※地域医療介護総合確保基金(積立の割合:国2/3、県1/3)から補助される	愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱	医療計画課																					
	病床規模適正化事業	医療機関	病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するための施設整備事業	国間 補助対象事業費の1/2		病院事業 <充当率> 100%	公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能強化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%(特別分)を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するための施設の改修に要する工事費又は工事請負費 <基準額> 1床当たり 改修 1,871千円 ※地域医療介護総合確保基金(積立の割合:国2/3、県1/3)から補助される	愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱	医療計画課																					
	分娩取扱施設整備事業	医療機関	分娩取扱施設として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設の整備事業	国間 国庫補助基本額の1/2		病院事業 <充当率> 100%	なお、建物の建築単価が40万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	<国庫補助基本額> 基準面積×基準単価 分娩室、病室、入所室等 <table border="1"> <tr> <th>基準面積</th> <th colspan="2">1㎡あたりの基準単価(4年度)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">194㎡</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>227,100円</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>198,300円</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>227,100円</td> </tr> </table> 宿泊施設 <table border="1"> <tr> <th>基準面積</th> <th colspan="2">1㎡あたりの基準単価(4年度)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">室数×40㎡ (2室上限)</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>253,200円</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>221,500円</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>253,200円</td> </tr> </table>	基準面積	1㎡あたりの基準単価(4年度)		194㎡	鉄筋コンクリート	227,100円	ブロック	198,300円	木造	227,100円	基準面積	1㎡あたりの基準単価(4年度)		室数×40㎡ (2室上限)	鉄筋コンクリート	253,200円	ブロック	221,500円	木造	253,200円	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医務課	
	基準面積	1㎡あたりの基準単価(4年度)																													
194㎡	鉄筋コンクリート	227,100円																													
	ブロック	198,300円																													
	木造	227,100円																													
基準面積	1㎡あたりの基準単価(4年度)																														
室数×40㎡ (2室上限)	鉄筋コンクリート	253,200円																													
	ブロック	221,500円																													
	木造	253,200円																													
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	医療機関	有床診療所等のスプリンクラー等整備事業	国間 国庫補助基本額の1/2		病院事業 <充当率> 100%		<基準額> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">スプリンクラー</td> <td>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,174,000円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 1㎡当たり 21,400円 (2) 水道連結型スプリンクラー 1㎡当たり 20,700円 (3) パッケージ型自動消火設備 1㎡当たり 25,000円 (4) 消防法施行令第32条適用設備 1㎡当たり 24,300円</td> </tr> </table> <対象経費> スプリンクラー整備のために必要な工事費又は工事請負費 <基準額> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>1施設当たり 1,130,000円</td> </tr> </table> <対象経費> 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	区分	基準額	スプリンクラー	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,174,000円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 1㎡当たり 21,400円 (2) 水道連結型スプリンクラー 1㎡当たり 20,700円 (3) パッケージ型自動消火設備 1㎡当たり 25,000円 (4) 消防法施行令第32条適用設備 1㎡当たり 24,300円	区分	基準額	自動火災報知設備	1施設当たり 1,130,000円	医療施設等施設整備費補助金交付要綱 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱	医務課														
区分	基準額																														
スプリンクラー	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,174,000円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 1㎡当たり 21,400円 (2) 水道連結型スプリンクラー 1㎡当たり 20,700円 (3) パッケージ型自動消火設備 1㎡当たり 25,000円 (4) 消防法施行令第32条適用設備 1㎡当たり 24,300円																														
	区分	基準額																													
	自動火災報知設備	1施設当たり 1,130,000円																													
	へき地診療所施設整備事業	市町村等	へき地診療所及び医師等用住宅の施設整備事業(新築・買収・増改築)	国間 基本額の1/2		病院事業 <充当率> 100%	へき地診療所に係る施設整備事業(病院事業会計に係る事業を除く)に要する経費に充てた病院事業債の元利償還金の60%を特別交付税の基礎数値として算入	<対象施設> 愛知県へき地医療対策実施要綱において、へき地診療所として指定又は指定予定のもの <基本額> 次の方法により算定した基準額と補助対象費(工事費又は工事請負費及び買収に要する経費)の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該額と総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額を基本額とする。 <table border="1"> <tr> <th>基準面積</th> <th colspan="3">新增改築単価(円/㎡)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 無床 160㎡</td> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td> <td>一般地区</td> <td>183,400</td> </tr> <tr> <td>離島豪雪地区</td> <td>196,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1)5床以下 240㎡ (2)6床以上 760㎡</td> <td rowspan="2">ブロック</td> <td>一般地区</td> <td>159,600</td> </tr> <tr> <td>離島豪雪地区</td> <td>171,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 医師住宅 80㎡ 4 看護師住宅 80㎡</td> <td rowspan="2">木造</td> <td>一般地区</td> <td>183,400</td> </tr> <tr> <td>離島豪雪地区</td> <td>196,300</td> </tr> </table> へりポート1か所当たり(円) 85,559,000	基準面積	新增改築単価(円/㎡)			1 無床 160㎡	鉄筋コンクリート	一般地区	183,400	離島豪雪地区	196,300	(1)5床以下 240㎡ (2)6床以上 760㎡	ブロック	一般地区	159,600	離島豪雪地区	171,500	3 医師住宅 80㎡ 4 看護師住宅 80㎡	木造	一般地区	183,400	離島豪雪地区	196,300	へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等施設整備費補助金交付要綱
基準面積	新增改築単価(円/㎡)																														
1 無床 160㎡	鉄筋コンクリート	一般地区	183,400																												
		離島豪雪地区	196,300																												
(1)5床以下 240㎡ (2)6床以上 760㎡	ブロック	一般地区	159,600																												
		離島豪雪地区	171,500																												
3 医師住宅 80㎡ 4 看護師住宅 80㎡	木造	一般地区	183,400																												
		離島豪雪地区	196,300																												

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																														
医療施設	へき地医療拠点病院施設整備事業	市町村等	へき地医療拠点病院及び医師住宅施設整備事業（新築・増改築）	国間 国庫補助基本額の1/2	県複 国庫補助基本額の1/2	病院事業 ＜充当率＞ 100%	元利償還金の25%（通常分）を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能強化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%（特別分）を基準財政需要額に算入 なお、建物の建築単価が47万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	<p>＜国庫補助基本額＞</p> <p>次の方法により算定した基準額と補助対象費（工事費又は工事請負費）の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該額と総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額を国庫補助基本額とする。</p> <p>ア 基準面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対策</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">へき地医療拠点病院施設整備事業</td> <td>検査・放射線・手術部門、病棟</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>医師住宅1戸当たり(2戸を限度とする)</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 基準単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>構造別</th> <th colspan="2">単価(円/㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">へき地医療拠点病院施設整備事業</td> <td rowspan="3">ブロック</td> <td>病棟</td> <td>213,600</td> </tr> <tr> <td>診療棟</td> <td>239,100</td> </tr> <tr> <td>医師住宅</td> <td>159,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄筋コンクリート</td> <td>病棟</td> <td>244,600</td> </tr> <tr> <td>診療棟</td> <td>273,000</td> </tr> <tr> <td>医師住宅</td> <td>183,400</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>医師住宅</td> <td>183,400</td> </tr> </tbody> </table>	種別	対策	面積(㎡)	へき地医療拠点病院施設整備事業	検査・放射線・手術部門、病棟	1,000	医師住宅1戸当たり(2戸を限度とする)	80	種別	構造別	単価(円/㎡)		へき地医療拠点病院施設整備事業	ブロック	病棟	213,600	診療棟	239,100	医師住宅	159,600	鉄筋コンクリート	病棟	244,600	診療棟	273,000	医師住宅	183,400	木造	医師住宅	183,400	へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医務課
	種別	対策	面積(㎡)																																					
	へき地医療拠点病院施設整備事業	検査・放射線・手術部門、病棟	1,000																																					
		医師住宅1戸当たり(2戸を限度とする)	80																																					
種別	構造別	単価(円/㎡)																																						
へき地医療拠点病院施設整備事業	ブロック	病棟	213,600																																					
		診療棟	239,100																																					
		医師住宅	159,600																																					
	鉄筋コンクリート	病棟	244,600																																					
		診療棟	273,000																																					
		医師住宅	183,400																																					
木造	医師住宅	183,400																																						
重症難病患者拠点・協力病院設備整備費補助金	市町村等	難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院の設備整備事業	国間 国庫補助基本額の1/3	県複 国庫補助基本額の1/3	病院事業 ＜充当率＞ 100%		<p>＜国庫補助基本額＞</p> <p>下記の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>1 人工呼吸器 2,452,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>2 患者監視(モニタリング)装置 1,563,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>3 非常用発電機 212,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p>	重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	健康対策課																															
マンモグラフィ検診精度向上事業	市町村等	デジタル式マンモグラフィ装置を導入している検診機関等を対象とした、読影診断の支援が可能な体制整備に対する補助	国直 国庫補助基本額の1/2		病院事業 ＜充当率＞ 100%		<p>＜国庫補助基本額＞</p> <p>マンモグラフィ画像読影支援システムの設備を購入するために必要な備品購入費 16,200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p>	マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	健康対策課																															
末梢血幹細胞採取施設設備整備事業	市町村等	末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業	国直 国庫補助基本額の10/10		病院事業 ＜充当率＞ 100%		<p>＜国庫補助基本額＞</p> <p>備品購入費と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>造血幹細胞数測定装置を購入するために必要な備品購入費 1施設当たり 15,598,000円</p>	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱 末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱	医薬安全課																															

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																
医療施設	エイズ治療拠点病院整備費補助金	市町村等	エイズ治療拠点病院の治療個室等の施設整備事業	国直 国庫補助基本額の1/2		病院事業 〈充当率〉 100%	元利償還金の25% (通常分) を基準財政需要額に算入	<p><国庫補助基本額> 下記の1～4の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個室整備 1室あたり 30,000千円 剖検室改修 1室あたり 21,000千円 相談指導(カウンセリング)室 1施設あたり 5,000千円 エイズ専用外来診察室 1施設あたり 5,000千円 	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	感染症対策課																
			エイズ治療拠点病院の設備整備事業	国直 国庫補助基本額の10/10		病院事業 〈充当率〉 100%	<p><国庫補助基本額> 全国のエイズ拠点病院をネットワークで繋ぐために必要な備品購入費 1施設あたり 5,933,000円</p>																			
				国直 国庫補助基本額の1/2		病院事業 〈充当率〉 100%	<p><国庫補助基本額> 上記以外の設備を購入するために必要な備品購入費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>なお、建物の建築単価が47万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。</p>																			
感染症指定医療機関整備費補助金	市町村等	第一種・第二種感染症指定医療機関の新設、増設及び改築に伴う施設整備事業並びに新設・増設に伴う初年度設備整備事業	国直 国庫補助基本額の1/2	県複 国庫補助基本額の1/2	病院事業 〈充当率〉 100%		<p><国庫補助基本額> 下表の区分ごとの基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第一種</td> <td>1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</td> </tr> <tr> <td>2 新設・増設に伴う初年度設備整備事業 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二種</td> <td>1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 (1)新設、増設及び改築 基準単価×15.0㎡×厚生労働大臣の認めた病床数 (2)改造及び補修 厚生労働大臣が必要と認めた額</td> </tr> <tr> <td>2 新設・増設に伴う初年度設備事業 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数</td> </tr> </tbody> </table> <p><基準単価> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鉄筋</th> <th>ブロック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・増設</td> <td>239,300</td> <td>209,000</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>234,300</td> <td>203,700</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額	第一種	1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	2 新設・増設に伴う初年度設備整備事業 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数	第二種	1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 (1)新設、増設及び改築 基準単価×15.0㎡×厚生労働大臣の認めた病床数 (2)改造及び補修 厚生労働大臣が必要と認めた額	2 新設・増設に伴う初年度設備事業 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数		鉄筋	ブロック	新設・増設	239,300	209,000	改築	234,300	203,700	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	感染症対策課
区分	基準額																									
第一種	1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 厚生労働大臣が必要と認めた額																									
	2 新設・増設に伴う初年度設備整備事業 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数																									
第二種	1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 (1)新設、増設及び改築 基準単価×15.0㎡×厚生労働大臣の認めた病床数 (2)改造及び補修 厚生労働大臣が必要と認めた額																									
	2 新設・増設に伴う初年度設備事業 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数																									
	鉄筋	ブロック																								
新設・増設	239,300	209,000																								
改築	234,300	203,700																								
結核患者収容モデル病室施設整備事業	市町村等	結核患者収容モデル病室の施設整備事業	国直 定額		病院事業 〈充当率〉 100%		<p><補助金交付額> 厚生労働大臣の認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	感染症対策課																	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要																							
医療施設	新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備事業	市町村等	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の施設整備に対して補助をする。	国間 補助対象事業費の1/2	県複 補助対象事業費の1/2	病院事業 <充当率> 100%	元利償還金の25% (通常分) を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%(特別分)を基準財政需要額に算入 なお、建物の建築単価が47万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	<p><補助対象経費> 新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。)</p> <p><基準額> (1) 新設、増設及び改築 基準単価×基準面積×知事の認めた病床数 (2) 改造及び補修 知事の認めた額 (基準単価)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="4">新型インフルエンザ等患者入院医療機関</th> </tr> <tr> <th colspan="2">鉄筋</th> <th colspan="2">ブロック</th> </tr> <tr> <th>構造</th> <th>新設 (増設を含む)</th> <th>改築</th> <th>新設 (増設を含む)</th> <th>改築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準単価</td> <td>239,300</td> <td>234,300</td> <td>209,000</td> <td>203,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(基準面積)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設別</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型インフルエンザ等患者入院医療機関</td> <td>新設、増設及び改築 15.0㎡</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	新型インフルエンザ等患者入院医療機関				鉄筋		ブロック		構造	新設 (増設を含む)	改築	新設 (増設を含む)	改築	基準単価	239,300	234,300	209,000	203,700	施設別	基準面積	新型インフルエンザ等患者入院医療機関	新設、増設及び改築 15.0㎡	令和5年度愛知県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備費補助金交付要綱	感染症対策課
施設種別	新型インフルエンザ等患者入院医療機関																																
	鉄筋		ブロック																														
構造	新設 (増設を含む)	改築	新設 (増設を含む)	改築																													
基準単価	239,300	234,300	209,000	203,700																													
施設別	基準面積																																
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	新設、増設及び改築 15.0㎡																																

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																																																																								
国民健康保険直営診療施設	国民健康保険直営診療施設整備事業	市町村	国民健康保険の建物（診療所、病院、医師住宅（歯科医師住宅を含む。）、看護師宿舎及び院内託児施設等（結核、精神疾患、感染症のみを対象とする施設は除く。）又は医療機械等（医療機械器具、患者輸送車、巡回診療車及び巡回診療船）の設置又は整備	国間 補助対象事業費の1/3		病院事業 〈充当率〉 100%	元利償還金の25%（通常分）を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能強化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%（特別分）を基準財政需要額に算入 なお、建物の建築単価が40万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	<p><補助対象事業費> 施設ごとに、次表の種目ごとの基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と種目ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額</p> <p><基準額></p> <p>(1) 施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1 種目及び規格</th> <th colspan="2">2 基準面積及び基準額</th> </tr> <tr> <th>種目</th> <th>規格</th> <th>基準面積（単位：㎡）</th> <th>建築基準単価（1㎡当たり 単位：円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">建物</td> <td rowspan="3">診療所</td> <td>甲型</td> <td>62.0</td> <td rowspan="3">木造 192,500</td> </tr> <tr> <td>乙型</td> <td>176.9</td> </tr> <tr> <td>丙型</td> <td>469.4 <small>一般病床数が6床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6㎡を加算した面積であること。</small></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病院</td> <td>丁型</td> <td>診療棟</td> <td>648.3</td> <td rowspan="2">ブロック造 167,300</td> </tr> <tr> <td>病棟</td> <td>278.9 <small>一般病床数が20床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6㎡を加算した面積であること。</small></td> <td>給食棟</td> <td>厚生労働大臣が別に定める面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医師住宅</td> <td rowspan="2">診療所</td> <td>乙型</td> <td>1戸</td> <td rowspan="4">鉄筋コンクリート造 192,500</td> </tr> <tr> <td>丙型</td> <td>2戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病院</td> <td>一般病床20～35床</td> <td>3戸</td> </tr> <tr> <td>一般病床36～50床</td> <td>4戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">看護師宿舎</td> <td rowspan="3">院内託児施設等</td> <td>一般病床51床以上</td> <td>5戸</td> <td rowspan="3">1戸につき82.0</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td colspan="2">病棟の病床数が20床のときは82.0㎡とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4㎡を加算した面積であること。</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td colspan="2">収容定員×5㎡ (ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「甲型」、「乙型」、「丙型」及び「丁型」とは、昭和35年4月14日厚生省発保第67号通知の「国民健康保険診療施設設置規格」に定める規格であること。</p> <p>給食棟面積換算表（厚生労働大臣が別に定める面積）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般病床数（床）</th> <th>給食棟面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>61.2</td></tr> <tr><td>21～30</td><td>84.3</td></tr> <tr><td>31～40</td><td>102.5</td></tr> <tr><td>41～50</td><td>119.0</td></tr> <tr><td>51～60</td><td>137.2</td></tr> <tr><td>61～70</td><td>154.7</td></tr> <tr><td>71～80</td><td>171.2</td></tr> <tr><td>81～90</td><td>185.1</td></tr> <tr><td>91以上</td><td>201.7</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種目及び規格</th> <th colspan="2">基準額（単位：円）</th> </tr> <tr> <th>種目</th> <th>規格</th> <th colspan="2">〔購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">医療機械等</td> <td rowspan="2">医療機械器具</td> <td>レントゲン装置</td> <td>X線テレビ用</td> <td>診断用</td> <td>13,200,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般用</td> <td>診断用</td> <td>3,300,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の医療機械器具</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具</td> <td>診療所</td> <td>3,300,000円（新築、改築又は再開にともない取得する場合は、9,900,000円）以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>8,250,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">患者輸送車</td> <td rowspan="2"></td> <td>ライトバン型（おおむね2,000cc）</td> <td></td> <td>1,026,000</td> </tr> <tr> <td>マイクロバス又はジープ型</td> <td></td> <td>1,281,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">巡回診療車</td> <td rowspan="2"></td> <td>A級バス型（おおむね全長8.2m、全幅2.5m、全高3.0m、125馬力程度）</td> <td>車体</td> <td>2,457,000</td> </tr> <tr> <td>B級バス型（おおむね全長5.2m、全幅2.0m、全高2.2m、60馬力程度）</td> <td>車体</td> <td>1,281,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">巡回診療船</td> <td rowspan="2"></td> <td>A級汽船（全長12.0m、全幅3.0m、深さ1.5m、総トン数7^ト程度）</td> <td>船体（動力を含む）</td> <td>6,050,000</td> </tr> <tr> <td>B級汽船（全長8.0m、全幅2.5m、深さ1.2m、総トン数6.5^ト程度）</td> <td>船体（動力を含む）</td> <td>1,430,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額		種目	規格	基準面積（単位：㎡）	建築基準単価（1㎡当たり 単位：円）	建物	診療所	甲型	62.0	木造 192,500	乙型	176.9	丙型	469.4 <small>一般病床数が6床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6㎡を加算した面積であること。</small>	病院	丁型	診療棟	648.3	ブロック造 167,300	病棟	278.9 <small>一般病床数が20床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6㎡を加算した面積であること。</small>	給食棟	厚生労働大臣が別に定める面積	医師住宅	診療所	乙型	1戸	鉄筋コンクリート造 192,500	丙型	2戸	病院	一般病床20～35床	3戸	一般病床36～50床	4戸	看護師宿舎	院内託児施設等	一般病床51床以上	5戸	1戸につき82.0	診療所	病棟の病床数が20床のときは82.0㎡とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4㎡を加算した面積であること。		病院	収容定員×5㎡ (ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。)		一般病床数（床）	給食棟面積（㎡）	20	61.2	21～30	84.3	31～40	102.5	41～50	119.0	51～60	137.2	61～70	154.7	71～80	171.2	81～90	185.1	91以上	201.7	区分	種目及び規格		基準額（単位：円）		種目	規格	〔購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする〕		医療機械等	医療機械器具	レントゲン装置	X線テレビ用	診断用	13,200,000		一般用	診断用	3,300,000	その他の医療機械器具		厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具	診療所	3,300,000円（新築、改築又は再開にともない取得する場合は、9,900,000円）以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額	病院	8,250,000	患者輸送車		ライトバン型（おおむね2,000cc）		1,026,000	マイクロバス又はジープ型		1,281,000	巡回診療車		A級バス型（おおむね全長8.2m、全幅2.5m、全高3.0m、125馬力程度）	車体	2,457,000	B級バス型（おおむね全長5.2m、全幅2.0m、全高2.2m、60馬力程度）	車体	1,281,000	巡回診療船		A級汽船（全長12.0m、全幅3.0m、深さ1.5m、総トン数7 ^ト 程度）	船体（動力を含む）	6,050,000	B級汽船（全長8.0m、全幅2.5m、深さ1.2m、総トン数6.5 ^ト 程度）	船体（動力を含む）	1,430,000	国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱	国民健康保険課
区分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額																																																																																																																															
	種目	規格	基準面積（単位：㎡）	建築基準単価（1㎡当たり 単位：円）																																																																																																																														
建物	診療所	甲型	62.0	木造 192,500																																																																																																																														
		乙型	176.9																																																																																																																															
		丙型	469.4 <small>一般病床数が6床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6㎡を加算した面積であること。</small>																																																																																																																															
	病院	丁型	診療棟	648.3	ブロック造 167,300																																																																																																																													
		病棟	278.9 <small>一般病床数が20床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6㎡を加算した面積であること。</small>	給食棟		厚生労働大臣が別に定める面積																																																																																																																												
	医師住宅	診療所	乙型	1戸	鉄筋コンクリート造 192,500																																																																																																																													
			丙型	2戸																																																																																																																														
		病院	一般病床20～35床	3戸																																																																																																																														
			一般病床36～50床	4戸																																																																																																																														
	看護師宿舎	院内託児施設等	一般病床51床以上	5戸	1戸につき82.0																																																																																																																													
診療所			病棟の病床数が20床のときは82.0㎡とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4㎡を加算した面積であること。																																																																																																																															
病院			収容定員×5㎡ (ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。)																																																																																																																															
一般病床数（床）	給食棟面積（㎡）																																																																																																																																	
20	61.2																																																																																																																																	
21～30	84.3																																																																																																																																	
31～40	102.5																																																																																																																																	
41～50	119.0																																																																																																																																	
51～60	137.2																																																																																																																																	
61～70	154.7																																																																																																																																	
71～80	171.2																																																																																																																																	
81～90	185.1																																																																																																																																	
91以上	201.7																																																																																																																																	
区分	種目及び規格		基準額（単位：円）																																																																																																																															
	種目	規格	〔購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする〕																																																																																																																															
医療機械等	医療機械器具	レントゲン装置	X線テレビ用	診断用	13,200,000																																																																																																																													
			一般用	診断用	3,300,000																																																																																																																													
	その他の医療機械器具		厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具	診療所	3,300,000円（新築、改築又は再開にともない取得する場合は、9,900,000円）以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額																																																																																																																													
				病院	8,250,000																																																																																																																													
	患者輸送車		ライトバン型（おおむね2,000cc）		1,026,000																																																																																																																													
			マイクロバス又はジープ型		1,281,000																																																																																																																													
	巡回診療車		A級バス型（おおむね全長8.2m、全幅2.5m、全高3.0m、125馬力程度）	車体	2,457,000																																																																																																																													
			B級バス型（おおむね全長5.2m、全幅2.0m、全高2.2m、60馬力程度）	車体	1,281,000																																																																																																																													
	巡回診療船		A級汽船（全長12.0m、全幅3.0m、深さ1.5m、総トン数7 ^ト 程度）	船体（動力を含む）	6,050,000																																																																																																																													
			B級汽船（全長8.0m、全幅2.5m、深さ1.2m、総トン数6.5 ^ト 程度）	船体（動力を含む）	1,430,000																																																																																																																													